
建設コンサルタント業務等における
プロポーザル方式及び総合評価落札方式
に関する運用ガイドライン

平成25年8月
奈良県県土マネジメント部

はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右されます。また、公共工事に先立ち実施される調査・設計業務についても、同様に、業務を実施する技術者の知識、経験、技術力等が成果品の品質に大きな影響を与えるところです。

一方で、厳しい財政状況のもと公共投資の削減が続けられてきた結果、公共工事に係る調査・設計業務についても、不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や成果品の品質低下などの懸念が高まってきたところです。

このような背景を踏まえ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年3月に成立、4月より施行されました。本法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されています。また、本法律を踏まえた『公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本方針)』(平成17年8月26日閣議決定)において、公共工事に係る調査・設計の品質の確保に関するもの、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要と位置づけられたところです。

本県においても、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、平成18年度より、公共工事に関する総合評価落札制度の導入を行っており、工事の品質確保について一定の成果が認められているところです。

また、公共工事に係る調査・設計業務については、価格競争入札のほかプロポーザル方式による選定も行うことで業務の成果の品質確保に努めており、平成20年度においては、さらにプロポーザル方式の適用対象を拡大し、従来の適用対象に加えて、予定価格1000万円以上の建設コンサルタント業務等に關し原則としてプロポーザル方式により実施したところです。また、総合評価落札方式については、国において「公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」が作成され、平成20年度から本格導入されたことを受け、本県においても平成21年度は試行、平成22年度から本格実施、平成23年度から農林部・水道局においても導入しています。

目 次

- 1 プロポーザル方式及び総合評価落札方式等の概要
- 2 プロポーザル方式及び総合評価落札方式等の適用について
 - 2-1 適用の考え方
 - 2-2 適用対象のイメージ
 - 2-3 適用にあたっての参考フロー
- 参考1 総合評価落札方式導入前後の比較（業務の適用）
- 3 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施方法
 - 3-1 プロポーザル方式の技術提案書の特定方法
 - 3-2 総合評価落札方式の落札者の決定方法
 - 3-3 総合評価落札方式による落札者の決定（評価事例）
- 4 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の評価の方法
 - 4-1 評価の方法の考え方
 - 4-2 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の配点割合
- 5 情報公開

1 プロポーザル方式及び総合評価落札方式等の概要

建設コンサルタント業務及び建築設計業務（以下、「建設コンサルタント業務等」という）の契約にあたって、契約の相手側を選定・特定するための方式は、下表のとおり区分・定義します。

	契約の相手側等を選定・特定するための手続きの内容	着目点	法令上の位置づけ	
Aプロポーザル方式	技術提案書の提出を求め、技術的に最適な者を契約の相手側とする手続き	技術力	地自令第167条の2第1項第2号 随意契約 特定された技術提案書の記載内容に応じて仕様を作成する	
B総合評価落札方式	予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が発注者にとって最も有利なものを持って申込みをした者を落札者とする手続き	価格及び技術力	地自令第167条の10の2第1項 一般競争入札（総合評価落札方式）	
	経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質が総合的に優れた者を落札者とする手続き		地自令第167条の13 指名競争入札（総合評価落札方式） 品確法第3条第2項	
C価格競争入札	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする手続き	価格	地自法第234条第3項 一般競争入札又は指名競争入札	
Dその他の方	上記A・B・Cの方法によらない手続き プロポーザル方式によらない随意契約等がある	—	—	

- ・地自法：地方自治法
- ・地自令：地方自治法施行令
- ・品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律

2 プロポーザル方式及び総合評価落札方式等の適用について

2-1 適用の考え方

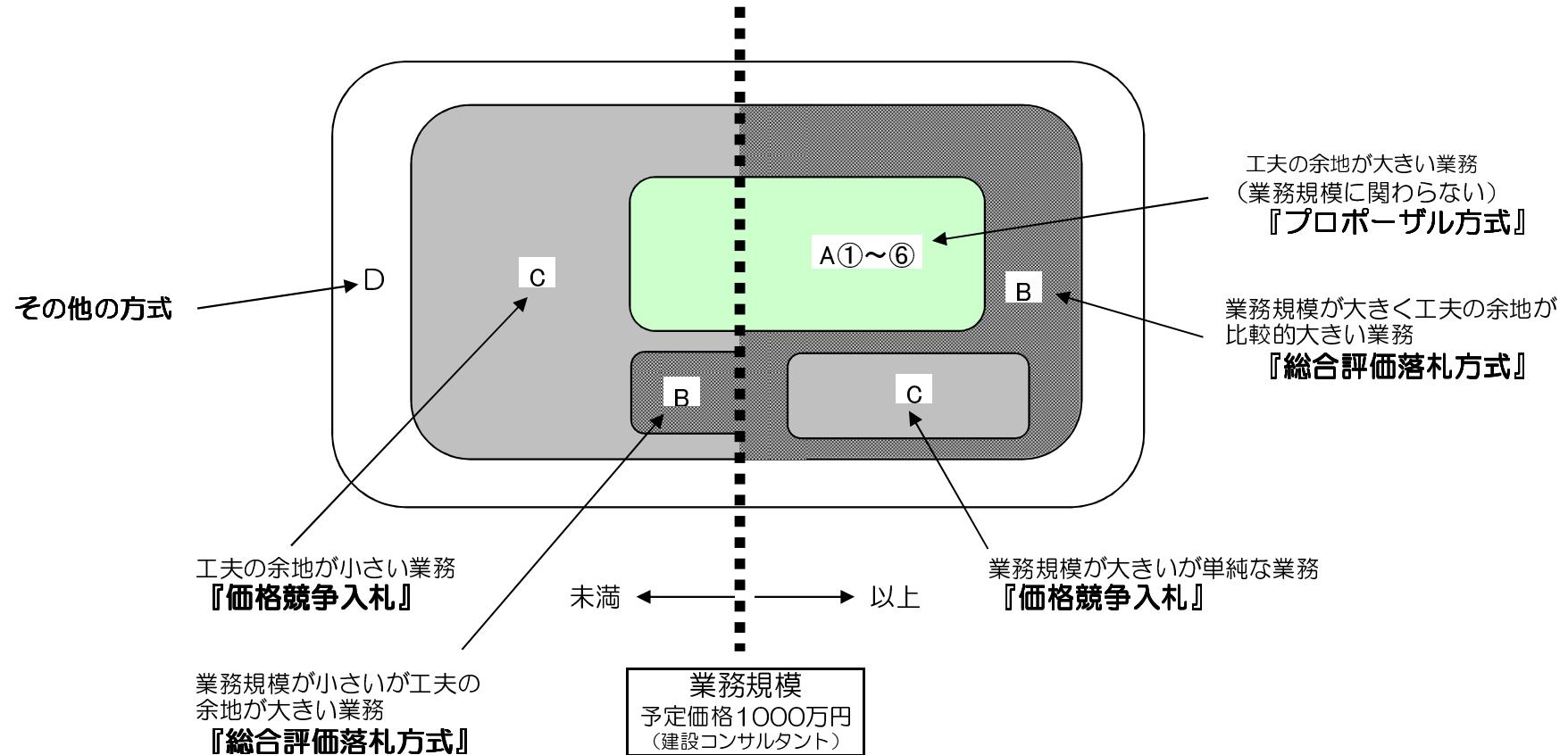
プロポーザル方式及び総合評価落札方式等の適用は、「建設コンサルタント業務の発注基準」に基づき決定しますが、以下に標準的な適用の考え方を例示します。

建設コンサルタント業務発注に当たっては、特に高度な知識や技術力が必要とされるなど技術的な工夫の余地が大きい業務については、業務規模にかかわらず原則としてプロポーザル方式を適用します。原則、予定価格1000万円以上で、技術的な工夫の余地が比較的大きい業務については総合評価落札方式を試行します。（ただし、技術的な工夫の余地が小さいと判断できる単純な業務については、価格競争入札を適用します。）

	適用の考え方及び適用対象業務	適用イメージ
Aプロポーザル方式	<ul style="list-style-type: none"> ○適用の考え方 業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合。また、予定価格を算出するにあたって標準的な歩掛がなく、そのほとんどを見積もり活用する場合。 ○適用対象 奈良県国土マネジメント部プロポーザル方式実施要領第2条に規定する次の①～⑥の業務とする。 ① 積算基準及び標準歩掛がない非定型な業務（過去の実施事例等に基づき、概ね仕様（業務実施手順、予定価格）の確定が可能な業務を除く） ② 都市計画調査、環境影響調査その他複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務 ③ 広範囲な地域を対象とする解析調査、観測、診断を要する業務 ④ マスタープランの作成等基本設計に係る業務 ⑤ 創造性、芸術性等を求められる設計業務 ⑥ その他、プロポーザル方式に基づき執行することが、適当であると選定審査会が認める業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路網整備計画検討 ・道路、橋梁等構造物景観設計 ・河川整備基本方針 ・自然再生計画検討 ・社会実験、ビジュアルシミュレーション ・まちづくり等に関する指針、ガイドライン類策定等
B総合評価落札方式	<ul style="list-style-type: none"> ○適用の考え方 発注段階で仕様（業務実施手順、積算基準）を概ね確定することが可能であるが、入札者の提示する技術等によって、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合（技術的な工夫の余地がある業務）。 ○適用対象 原則、予定価格1000万円以上の業務（プロポーザル方式又は価格競争入札を適用することが適切な業務を除く。）について実施する。また、予定価格1000万円未満であっても、入札者から技術提案を求めて業務の品質向上に寄与すると判断できる業務についても実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物予備設計 ・道路予備設計（用地幅決定） ・堤防、護岸設計 ・工事監理業務 ・現場技術業務 ・地質調査業務 ・構造物詳細・補修設計等
C価格競争入札	上記によらない場合（技術的な工夫の余地が小さい）。 入札参加条件として、一定の資格等を評価することにより品質を確保できる業務。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通量観測 ・施設点検調査等
D其他の方式	業務の特殊性を勘案して実施する。	

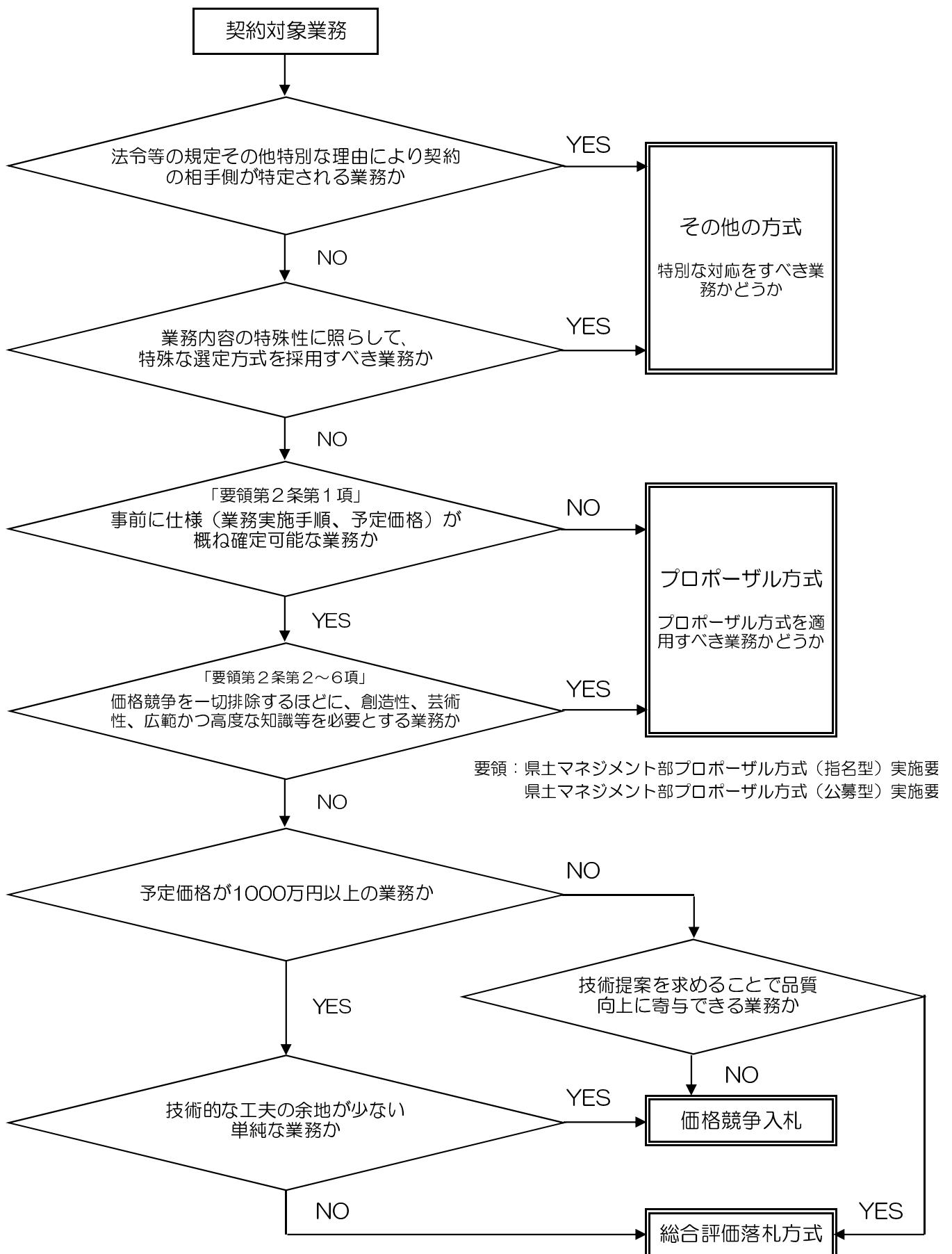
2-2 適用対象のイメージ

業務規模に応じた区分は下表のとおりとなります。



2-3 適用にあたっての参考フロー

次のフローを参考にプロポーザル方式又はその他の方式を適用すべき業務であるかどうかを判断し、これらに該当しない業務について総合評価落札方式又は価格競争入札を適用することとします。

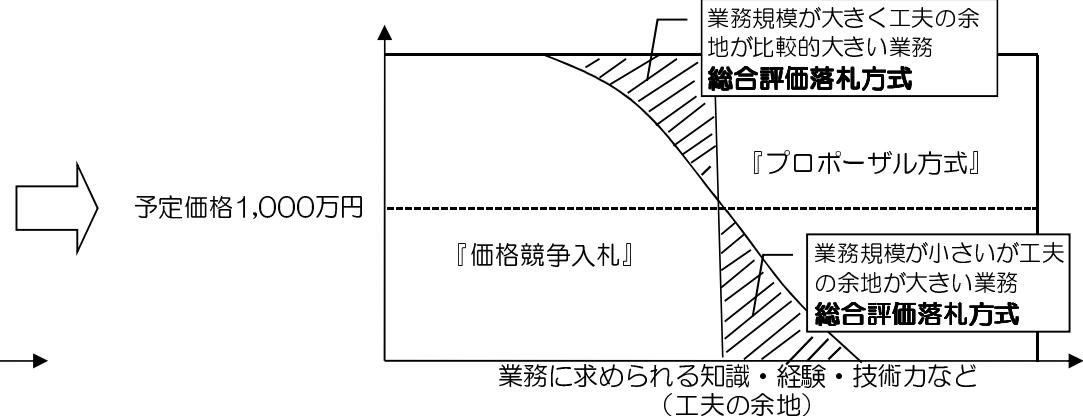
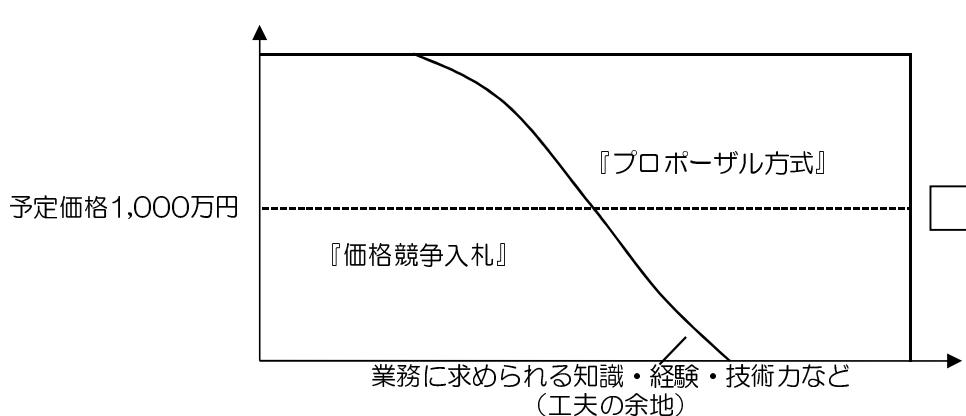


(参考1) 総合評価落札方式導入前後の比較（業務の適用）

適用の考え方をH20年度と比較すると下表及び下図のとおりとなります。

H20年度まで	業務内容による区分
Aプロポーザル方式	① 積算基準及び標準歩掛がない非定型な業務 ② 都市計画調査、環境影響調査その他複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務 ③ 広範囲な地域を対象とする解析調査、観測、診断を要する業務 ④ マスター・プランの作成等基本設計に係る業務 ⑤ 創造性、芸術性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする調査、設計業務 ⑥ その他、プロポーザル方式に基づき執行することが、適当であると選定審査会が認める業務 • 予定価格1,000万円（建築設計は300万円）以上の業務で実施（ただし単純業務を除く）
B価格競争入札	上記に該当しない業務

H21年度から	業務内容による区分
Aプロポーザル方式	① 左に同じ ② //
	③ //
	④ //
	⑤ //
	⑥ その他、プロポーザル方式に基づき執行することが、適当であると選定審査会が認める業務
B総合評価落札方式	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務 原則、予定価格1,000万円以上の業務及び総合評価落札方式を実施することにより品質向上に寄与すると判断できる業務について実施
C価格競争入札	上記に該当しない業務



(※) 上図の面積及び長さはイメージであり、発注金額や発注件数のボリュームを示すものではない

3 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施方法

3-1 プロポーザル方式の技術提案書の特定方法

業務毎に決められた評価基準に基づき技術提案書を評価し、原則として評価点の最も高いものを特定とします。

評価点は、少数第3位を切り捨てし少数第2位まで算出する。

3-2 総合評価落札方式の落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とします。

評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者のくじ引きにより落札者を決定するものとします。

評価値の算出方法は、次のとおりです。

①評価値の算出方法

評価値は加算方式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

②価格評価点と技術評価点の割合

価格評価点と技術評価点の割合は、業務内容に応じて次のとおりとする。

	価格評価点：技術評価点
標準型	1:2～1:3
簡易型	1:1

③価格評価点の設定方法

技術評価点の満点を『 α 点』とし、価格評価点の配分点を『 $\alpha/3$ 点』から『 α 点』の範囲で決定する。技術評価点の満点は60点とし、価格評価点の満点は『 $60/3=20$ 点』から『60点』の範囲で決定する。

各入札者の価格評価点は、以下の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点の配分点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点は、少数第3位を切り捨てし少数第2位まで算出する。

④技術評価点の算出方法

技術評価点は、下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = \text{『60点』} \times \frac{\text{技術評価の得点合計}}{\text{技術評価の配点合計}}$$

技術評価点は、少数第3位を切り捨てし少数第2位まで算出する。

3-3 総合評価落札方式による落札者の決定（評価事例）

加算方式により評価値を算出し、落札候補者を決定します。

①価格評価点：技術評価点=1：1の場合（価格点の配分点=60点）

	価格評価点（A） 予定価格又は入札額 2000		技術評価点（B） 配点合計又は得点合計 100		評価値 (A+B)
入札参加者A	1900	3	80	48	51
入札参加者B	1750	7.5	75	45	52.5
入札参加者C	1600	12	70	42	54

入札参加者A

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 「60」 \times (1 - 1900/2000) = 3 \\ \text{技術評価点} &= 60 \times (80/100) = 48 \\ \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = 3 + 48 = 51 \end{aligned}$$

入札参加者B

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 「60」 \times (1 - 1750/2000) = 7.5 \\ \text{技術評価点} &= 60 \times (75/100) = 45 \\ \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = 7.5 + 45 = 52.5 \end{aligned}$$

入札参加者C

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 「60」 \times (1 - 1600/2000) = 12 \\ \text{技術評価点} &= 60 \times (70/100) = 42 \\ \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = 12 + 42 = 54 \end{aligned}$$

「Cの評価値=54」>「Bの評価値=52.5」>「Aの評価値=51」となり、
入札参加者Cが落札候補者となる（価格評価点優位）

②価格評価点：技術評価点=1：2の場合（価格点の配分点=30点）

	価格評価点（A） 予定価格又は入札額 2000		技術評価点（B） 配点合計又は得点合計 100		評価値 (A+B)
入札参加者A	1900	1.5	80	48	49.5
入札参加者B	1750	3.75	75	45	48.75
入札参加者C	1600	6	70	42	48

入札参加者A

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 「30」 \times (1 - 1900/2000) = 1.5 \\ \text{技術評価点} &= 60 \times (80/100) = 48 \\ \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = 1.5 + 48 = 49.5 \end{aligned}$$

入札参加者B

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 「30」 \times (1 - 1750/2000) = 3.75 \\ \text{技術評価点} &= 60 \times (75/100) = 45 \\ \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = 3.75 + 45 = 48.75 \end{aligned}$$

入札参加者C

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 「30」 \times (1 - 1600/2000) = 6 \\ \text{技術評価点} &= 60 \times (70/100) = 42 \\ \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = 6 + 42 = 48 \end{aligned}$$

「Aの評価値=49.5」>「Bの評価値=48.75」>「Cの評価値=48」となり、
入札参加者Aが落札候補者となる（技術評価点優位）

価格評価点：技術評価点の割合の設定によって、落札者が変わる場合があります。

4 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の評価の方法

4-1 評価の方法の考え方

評価の方法及び具体的な評価項目は下表のとおりとします。

	評価の方法	具体的な評価内容
Aプロポーザル方式	<p>業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針等を求め、技術的に最適な者を特定する。</p> <p>➡ 『技術力』によって評価する</p>	<p>1, 配置予定技術者（企業）の経験及び能力 • 資格、実績 • 成績、表彰</p> <p>2, 手持ち業務量</p> <p>3, 業務の実施方針 • 実施方針 • 実施フロー • 工程表 等</p> <p>4, 評価テーマ • 評価テーマの技術提案</p>
B総合評価落札方式	<p>標準型① <難易度：高> 業務の仕様の範囲内で、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針等を求め、価格との総合評価を行う。 価格評価点：技術評価点=1：3（評価テーマ 2）</p> <p>標準型 ② <難易度：中> 業務の仕様の範囲内で、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針等を求め、価格との総合評価を行う。 価格評価点：技術評価点=1：2（評価テーマ 1）</p> <p>簡易型 <難易度：小> 評価テーマに関する技術提案を求めず、当該業務の実施方針等と価格との総合評価を行う。 価格評価点：技術評価点=1：1</p> <p>➡ 『技術力』及び『価格』を総合的に評価する</p>	<p>1, 配置予定技術者（企業）の経験及び能力 • 資格、実績 • 成績、表彰</p> <p>2, 手持ち業務量</p> <p>3, 業務の実施方針 • 実施方針 • 実施フロー • 工程表 等</p> <p>4, 評価テーマ • 評価テーマの技術提案</p> <p>5, 入札価格</p>

4-2 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の配点割合

4-2-1 プロポーザル方式の配点割合

評価項目の配点の割合は、以下のとおりとします。

◎プロポーザル方式

技術評価点（100%）				
配置予定技術者等の経験及び能力 (23%)	手持ち業務量 (5%)	業務の実施方針 (14%)		評価テーマ（2つ） (58%)
資格・実績 (14%)	表彰・成績 (9%)			

4-2-2 総合評価落札方式の配点割合

評価項目の配点の割合は、以下のとおりとします。

(1) 建設コンサルタント業務、地質調査業務

標準型①（価格評価点：技術評価点=1：3の場合）

価格評価点（25%）	技術評価点（75%）			
	配置予定技術者等の経験及び能力 (17.25%)	手持ち 業務量 (3.75 %)	業務の実施方針 (18%)	評価テーマ（2つ） (36%)
資格・実績 (10.5%)	表彰・成績 (6.75%)			

標準型②（価格評価点：技術評価点=1：2の場合）

価格評価点（33.3%）	技術評価点（66.7%）			
	配置予定技術者等の経験及び能力 (20%)	手持ち 業務量 (4.0%)	業務の実施方針 (12%)	評価テーマ（1つ） (30.7%)
	資格・実績 (12%)	表彰・成績 (8%)		

簡易型（価格評価点：技術評価点=1：1の場合）

価格評価点（50%）	技術評価点（50%）			
	配置予定技術者等の経験及び能力 (20.5%)	手持ち 業務量 (4.5%)	業務の実施方針（25%）	
	資格・実績 (12.5%)	表彰・成績 (8%)		

(2) 建築設計業務、建築工事監理業務

標準型①（価格評価点：技術評価点=1：3の場合）

価格評価点（25%）	技術評価点（75%）		
	配置予定技術者等の経験及び能力（資格・実績） (23.44%)	業務の実施方針 (12.5%)	評価テーマ（2つ） (39.06%)

標準型②（価格評価点：技術評価点=1：2の場合）

価格評価点（33.3%）	技術評価点（66.7%）		
	配置予定技術者等の経験及び能力（資格・実績） (23.27%)	業務の実施方針 (12.41%)	評価テーマ（1つ） (31.02%)

簡易型（価格評価点：技術評価点=1：1の場合）

価格評価点（50%）	技術評価点（50%）	
	配置予定技術者等の経験及び能力（資格・実績） (25%)	業務の実施方針（25%）

4-2-3 プロポーザル方式における技術提案書を特定するための評価基準について
評価項目及び判断基準とその配点は、原則として以下のとおりとする。

評価基準（建設コンサルタント業務、地質調査業務に適用）

評価項目	判断基準	配点	評価ウエイト
（企業配置の予定経験及び者能力	技術者資格	5	14%
	過去10年間の同種又は類似業務の実績	5	
	過去10年間の当該地域の業務実績	4	
	過去4年間の企業の業務成績評定点	7	9%
	過去4年間の表彰実績	2	
	手持ち業務量	5	5%
	業務理解度、実施手順、工程表、その他	14	14%
	業務内容を考慮し、適宜設定する。	29	58%
技術提案等	同上	29	
	(参考見積) 業務コストの妥当性 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して 見積もりが不適切な場合は特定しない。		
	合計	100	

4-2-4 総合評価落札方式における落札者決定基準について
評価項目及び判断基準とその配点は、原則として以下のとおりとする。

落札者決定基準（建設コンサルタント業務、地質調査業務に適用）								
		標準型 1:3		標準型 1:2		簡易型 1:1		
評価項目 (価格点と技術点の割合)		判断基準	配点	評価ウエイト	配点	評価ウエイト	配点	評価ウエイト
(企業配置の予定経験及び者能力)	資格・実績等	技術者資格	5	14%	5	18%	8	25%
		過去10年間の同種又は類似業務の実績	5		9		12	
		過去10年間の当該地域の業務実績	4		4		5	
	成績・表彰	過去4年間の企業の業務成績評定点	7	9%	10	12%	13	16%
		過去4年間の表彰実績	2		2		3	
		手持ち業務量	5		6		9	
技術提案等	業務の実施方針	業務理解度、実施手順、工程表、その他	24	24%	18	18%	50	50%
	評価テーマ①	業務内容を考慮し、適宜設定する。	24	48%	46	46%		
	評価テーマ②	同上	24					
		合計			100			

落札者決定基準（建築設計業務、建築工事監理業務に適用）								
		標準型 1:3		標準型 1:2		簡易型 1:1		
評価項目 (価格点と技術点の割合)		判断基準	配点	評価ウエイト	配点	評価ウエイト	配点	評価ウエイト
(企業配置の予定経験及び者能力)	資格	技術者資格	24	31%	24	35%	24	50%
		過去10年間の同種又は類似業務の実績	6		6		6	
	技術提案等	業務理解度、組織力、実施手順	16	17%	16	19%	30	50%
		業務内容を考慮し、適宜設定する。	25	52%	40	46%		
		同上	25					
		合計	96	100%	86	100%	60	100%

5 情報公開

手続きの透明性・公平性を確保するため、評価基準、特定方法や落札者の決定方法について、あらかじめ公告等において明らかにする。

また、技術提案書提出者や入札参加者の技術評価点について、プロポーザル方式においては特定後、総合評価落札方式においては落札者決定後早期に公表する。

(1) 手続開始時

総合評価落札方式の適用業務では、入札公告、入札説明書において以下の事項を明示する。

- ①総合評価落札方式適用の旨
- ②入札参加に必要な要件
 - ・入札参加者の要求される資格
 - ・入札参加者を選定するための基準
- ③総合評価に関する事項
 - ・落札者の決定方法
 - ・総合評価の方法

プロポーザル方式の適用業務では、公告、業務説明書において以下の事項を明示する。

- ①プロポーザル方式適用の旨
- ②参加に必要な要件
 - ・参加者の要求される資格
- ③技術提案書の提出者を選定するための基準
- ④技術提案書の特定のための評価基準

(2) 落札者決定後（特定後）

総合評価落札方式における参加者の価格評価点・技術評価点、プロポーザル方式における参加者の評価点は、落札者決定後（特定後）速やかに公表する。ただし、プロポーザル方式における参加者名は、契約者のみ公表する。

(3) 結果の公表について

希望者（参加者）については、自社の評価項目の「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」の内訳及び「手持ち業務量」を各事業担当課または土木事務所にて閲覧により公表する。ただし、「業務の実施方針」、「評価テーマ」に関する評価項目の内訳は非公表とする。